

スコットランド独立運動を通して見たイギリスの国政と地域政治

山 田 光 矢

1 イギリス（U K…連合王国）におけるスコットランド独立運動

2 イギリス（U K…連合王国）の歴史と地域の特徴

3 イギリス（U K…連合王国）の国政と政党

4 イギリス（U K…連合王国）の地域政治改革の歴史と現状

5 イギリス（U K…連合王国）の地域政治の実態とスコットランド独立運動の影響

1 イギリス（U K…連合王国）におけるスコットランド独立運動

二〇一四年九月一八日に実施された、「スコットラン

ドのイギリスからの独立に関する住民投票」(On 18 September 2014, all electors in Scotland — native, English-born and resident EU citizens — will be asked to vote on the following question: ‘Should Scotland be an independent country? Yes or No?’) は、約四三〇万人の登録有権者の八四・六％が投票した結果、反対が二〇〇万一九二六票（五五・二五％）であり、賛成が一六一万七九八九票（四四・六五％）にとどまった。住民投票によってスコットランドの独立が否決された結果、スコットランドはこれまでと同じようにイギリスにとどまることになった。⁽¹⁾ その結果、イギリス（U K…連合王国）の、“the United

Kingdom of Great Britain and Northern Ireland”すなわち「グレートブリテン及び北アイルランド連合王国」としての形態が維持されることになった。^② 今後はどの程度スコットランドの自治権が拡大されるかに関心が移っている。今後の改革が、国家と地域の関係やそれぞれの役割をどのように変革するかは、現代国家のあるべき形態の一つのモデルを提示する可能性が認められる。但しウェストミンスター（イギリス議会）の判断（どのような法を整備するのか）によつては、再び独立運動が活発化する可能性も否定できない。

スコットランド独立賛成派は、その理由の第一のものとして、「より良い統治の理論…ブリテンは機能しているのか」をかかげていた。ここでは「スコットランドはエンジンバラからの統治に基礎を置く、他の地域とはまったく別なコミュニティであつて、四〇〇マイルはなれたところ（イギリス政府…ウェストミンスター…著者注）の統治下にあるところではない」ことを強調していた。第二の理由は、「経済上の理論…独立はスコットランドの迅速な成長を意味する」であり、「スコットランドがイギリスの一部であることで豊かさを拡大していると主張す

るキャンペーンは存在しない」ことをあげていた。そこでは「過去三〇年以上（一九七六―二〇〇六年）の間のイギリスの経済成長率が二・三％であるのに対してスコットランドは一・八％で少なく」、周辺のOECD諸国の平均成長率三・二五％から見ても低い、それらの国にはオイルがないことをあげ、北海油田へ期待できることで心配はないことを強調していた。また経済問題に関する通貨問題、財政問題、北海油田枯渇の可能性、金融危機、道徳、防衛や国際関係、文化などに対する批判にも問題がないことも強調していた。^③

こうした主張の背景の一つに、「二〇〇五年に英国政府が、一九七四年時点で『北海油田の収入があれば、スコットランドは独立して欧州での最強の自由通貨を手にできる』という報告書をまとめていたが、その事実をずっと隠していたことが発覚した」ことをあげることができる。^④ しかし住民投票は、一時は独立賛成派の優勢が伝えられていたが、特に経済問題を中心とした反対派のキャンペーンが功をそうした形となり、スコットランドのイギリスからの独立反対で決着したのである。

イギリスは、総面積約二四万一七五二平方キロメートル

ルで、総人口は約六二二七万人である。国土の約五四%ほどの一三万平方キロメートル強はイングランドであり、スコットランドは三三%に近い八万平方キロメートル弱であり、ウェールズは八%強の二万平方キロメートル程、北アイルランドは六%弱の一万四千平方キロメートル程である。国土の半分がイングランドで、三分の一がスコットランドということになる。しかし人口で比較してみると、総人口の八四%近い五二二四万人がイングランドに住んでいるのであり、スコットランドには八%強の五二三万人、ウェールズは五%弱の三〇一万人、北アイルランドには三%弱の一八〇万人しか住んでいない。人口に関していえば、イギリスの人口の八割超はイングランドに集中しているのである。^⑤人口を経済力指数の一つと考えた場合、イングランドの圧倒的な力強さが理解できるのであり、他の地域がイングランドに従属しなければならぬような一面が見えてくるのである。

スコットランドにおける分権推進や独立運動を刺激したものの一つとして、一九二一年の英愛条約における北アイルランドとアイルランド自由国の分裂をあげることができる。アイルランド自由国には英連邦にとどまるこ

とを条件に独立が認められたのであり、北アイルランドにはイギリスにとどまる見返りに地域議会が設置されている。アイルランド自由国は一九四九年に英連邦から離脱しアイルランド共和国となっている。^⑥アイルランドは当初、英連邦残留を条件にアイルランド自由国としての独立が認められたのであり、スコットランドもイギリスとの協調関係の維持を前提に独立運動を展開しているのである。また面積七万三〇〇平方キロメートルで人口約四五九万人のアイルランド共和国が独立を維持できていることは、人口規模でも面積でもアイルランド共和国を一五%ほど大きくした形のスコットランドが独立を考える一因となっていることは想像に難くない。^⑦

第二次世界大戦後のスコットランドでは、特に分権や独立をめぐる運動が、独立を主張するスコットランド民族党 (Scottish National Party: SNP) の勢力拡大と連動して拡大していった。キャラハン労働党内閣 (二九七六―一九七九) は、スコットランドおよびウェールズの独立運動に対する懐柔策として、地域議会の設置と議会への権限委譲を提案した。両地域での議会設置と分権に関する住民投票は一九七九年に実施された。ウェールズの

議会設置は住民投票の過半数が条件とされ、スコットランドの住民投票には、全有権者の四〇％以上の賛成という厳格な規定が設けられた。福祉国家の拡大に伴う国家財政への依存度の問題もあつたことから、ウェールズの住民投票は約二〇％で否決され、スコットランドの住民投票では、投票率六四％、賛成五一・六％、反対四八・四％で、有権者全体の三三％に留まり、「四〇％条項」に抵触したことから分権改革は実現しなかつた。^⑧その後はサッチャー政権によつて地域分権は逆に押さえつけられることになった。

スコットランドとアイルランドの地方議会設置要求運動は、ブレア労働党政権の誕生によつて再び政治課題として取り扱われることになった。労働党はかつて、アイルランドへの自治権付与を容認する形で自由党との連立によつて政権を経験し、キャラハン内閣のときにはスコットランドとウェールズの地域議会設置のための住民運動に住民投票で応えている。一九九七年に誕生したブレア政権も、地方分権拡大に向かつて動きだしたのである。イギリスの四地域の分権改革が進展したのは、ブレア政権が労働党内閣であつたことも強い要因であるが、

彼がスコットランド出身であつたことも密接に影響を与えているものといえる。ブレア政権は、スコットランドとウェールズの地域議会の設置をめぐり、住民投票に踏み切つたのである。

二回目となる地域議会設置に関する住民投票は、スコットランドでは投票率六〇・二％で、賛成七四・三％、反対は二五・七％であり、有権者の四五％弱の賛成票を獲得して議会設立は容認された。今回は四〇％条項は設けられてはいなかつたが、もし設定されていても十分な賛成票であつた。今回は自治権の拡充の意味もあり、もう一つ課税変更権付与の是非も問われた。これに対しては、賛成六三・三％、反対三六・四％でこちらも成立した。ウェールズ議会設立に関する住民投票では、投票率五〇・一％、賛成五〇・三％、反対四九・七％であり、わずか六千七百票差での勝利であつたが、とにかく過半数を占めたことからかうじて議会設置が決定された。ただしスコットランドが課税変更権も加えた強い自治権の付与を要求したのに対して、ウェールズは地域に関連する法律の二次的な立法権を求めた消極的なものであつた。^⑨スコットランド議会選挙は、定員一二九名のうち小選

挙区七三議席、比例代表五六議席の小選挙区比例代表並立制で実施されている、その一九九九年・二〇〇三年・二〇〇七年・二〇一一年の四回にわたる選挙結果を見ると、労働党は五六議席・五〇議席・四六議席・三七議席と議席の減少傾向が著しい。スコットランド民族党は三五議席・二五議席・四七議席・六九議席と増加傾向が見られる。保守党は一八議席・一八議席・一六議席・一四議席と微減傾向が見られる。自由民主党は一七議席・一七議席・一七議席・五議席で、スコットランド民族党の急増の影響をうけたと見られる。その他は三議席・一九議席・三議席・四議席となっており、一時の増加はあったものの、その後は低迷している。^⑩第四回選挙でスコットランド民族党が過半数を占めたことから、独立に向けた運動が、サモンド・スコットランド自治政府首相の指導の下で展開されることになったのである。

スコットランド自治政府は二〇一二年一月にスコットランド独立に関する協議文書を発表し、二〇一四年に住民投票を実施するとした。このスコットランド独立に関する住民投票を実施する権限は、権限踰越 (ultra vires, beyond of power) の法理^⑪や制限列举方式により、イギリ

ス議会にあるのか、スコットランド議会にあるのかが問題とされてきた。これに関しては、キャメロン首相とサモンド・自治政府首相は、二〇一二年一〇月に「エジンバラ合意 (Edinburgh Agreement)」を締結し、スコットランド独立の賛否を問う住民投票の実施に関する立法権を、英国議会からスコットランド議会に移譲することに合意した。この合意に基づき、今回のスコットランドの独立の是非を問う住民投票が実施されたのである。^⑫

2 イギリス (UK・連合王国) の歴史と地域の特徴

ヨーロッパには、「国家よりも民族や文化がテリトリー形成に大きな役割を果たしてきており、国家形成の過程で民族の離合集散が常に繰り返されてきた」ことから、「多民族・多文化の上に、一種の約束ごととして軽く国がのっている形で国家形成が行われて」きたのである。[「国家形成の過程において民族の離合集散が常に繰り返されてきた」という側面があるという考え方もみられる。^⑬多民族社会であるヨーロッパでは、それぞれの民族が異なった言語や文化や宗教などを確立し、テリト

リーを確立して生活してきた反面、移動や交流、対立や侵略、反抗や破壊、同化や強制などを通して文化や宗教などに変質をもたらしてきた。また小規模なものからはじまった国家も、侵略や併合、同盟や協力関係、結婚等を通じて血縁関係を利用した統合や王朝の交代など、複雑な交わりを通じて、その規模や形態などを変えてきたのである。

こうした歴史は、当然にブリテン島とアイルランド島及びその周辺から形成される「ブリテン諸島 (British Isles・ブリタニア)¹⁴」にも見られた。「この島嶼地域」が形成されたのは紀元前七〇〇〇〜六〇〇〇年前にブリタニア (ブリテン諸島) が最終的に大陸から分離して島になつてからであり、狩猟・採集の生活が営まれていた紀元前四〇〇〇年のなかばには農耕や牧畜が始まり、紀元前七世紀に大陸からケルト人が移住することで新しい文化が導入された。その後、紀元前五五年以降、ローマ人がブリテン島侵入を試みはじめ、紀元四三年にローマ皇帝クラウディウスがイングリランドを、八四年にアグリコラはウェールズを征服した。

ただしこのローマ人の支配はスコットランド全域やア

イルランドにはおよばなかった。ローマ人はスコットランド全域の支配をあきらめ、一二二年から約一〇年をかけて境界線ともいえる全長一六キロに及ぶハドリアヌスの長城を建設した。その後、現在のフォース・クライド運河に近い形で、全長五〇キロのアントニウスの長城を建設し、スコットランド南部 (ローランド) を支配下においた。¹⁵

ローマ人のブリテン島の撤退後、アングロ・サクソン族がその後を襲った。四四九年にアングロ・サクソン人はイングリランドを支配下におき、七世紀以降分立王国 (七王国) 体制を形成した。スコットランドが現在のスコットランドの領域と一致し始めたのは一一世紀中葉以降であるが、それ以来、スコットランドはこの境界線を挟んでイングリランドと戦うことになった。七世紀初頭にウェールズはアングロ・サクソン諸部族との抗争を通じて政治的に独自の道を歩み始めたが、一五三六年にイングリランドに併合された。¹⁶

アイルランドは貴族がそれぞれの領域を支配していた。九世紀初頭からバイキングの襲来を受けていたが、ブライアンが一〇一四年にバイキングをコンターフで撃破し

ハイキング (High King・上王) と称し、独立性を確保した。その後一一六九年にノルマン人の侵攻を受け、一三〇〇年までその影響を受けていた。これに対してイングランド王ヘンリー二世が一一七一年にアイルランドに上陸したことから、ローリー・オコナーらはヘンリー二世をハイキングに代わるアイルランド王と認識した。但しヘンリーはアイルランド全土に影響力はもち得なかったこともあつて、バラ戦争の後にアイルランドは独立を回復している。⁽¹⁷⁾

今回の独立運動の遠因となった歴史的な出来事の一つが、一五三六年にウェールズをすでに併合していたイングランドの、一七〇六年の連合条約によるスコットランドを併合を通じた、一七〇七年のイギリス (UK・連合王国、ブリテン王国) “the United Kingdom of Great Britain” を誕生させたことである。ただしこうした流れは、一六〇三年のエリザベス一世の死後、スコットランド国王ジェームズ六世がイングランド国王ジェームズ一世として即位し、スチュアート朝が成立し、イングランドとスコットランドを「同君連合 (The Union of The Crowns)」という国家形態へ移行させたことが始まりといえるのか

もしれない。

即位したジェームズ一世は一四年間スコットランドには戻らなかった。それゆえ、そこには「同君連合以降、スコットランドは独立した王国とはいえ、アイデンティティはイングランドへの同化を余儀なくされ、王室と議会のあいだには軋轢が生じ、弱小国家スコットランドの政治は常に脆弱で不安定な状況に置かれていた」⁽¹⁸⁾のである。そうした両国の国力の違いが、イングランドによるスコットランド併合を実現させた理由の一つとなっているのである。

イギリス (UK・連合王国、ブリテン王国) の誕生にともない、スコットランド議会は廃止され、イングランドのウェストミンスターが国会とされ、スコットランドからも議員が送られることになった。「(連合条約) 第二二条での議員数については、スコットランド側は慎重に取り組んできたが、最終的には下院五二対四五、上院(貴族院) 一九〇対一六に決着した。大差をみたのは人口や所得に応じて議席数を割り出したためであった。人口については五対一、税収からの所得比については三八対一という割合に基づいた。しかし、議席の割り出しを人

口と所得比に求めたために、両比率の乖離が大きいという¹⁹ことで、議席数の審議は難航した」のである。

都市の人口で比較してみると、一六〇〇年ロンドンの住民は約二〇万人でイギリス総人口の約五%であったが、一六五〇年には約四〇万人に増加し総人口の約八%となり、一七〇〇年にはほぼ五七万五千人で総人口の約一一%を占めるまでになっていた²⁰。他方、スコットランドでは、一七世紀はじめのグラスゴーの人口は一人ほ²¹どであった。一八〇一年の人口を見ても、エディンバラで約八万三千人、グラスゴーで七万七千人であったことから見てもイングランドとスコットランドの規模の違いが理解できる。

イギリスがブリテン島の約五割を領域とする国家であるイングランドから、ウェールズを併合してブリテン島の約六割を領域とするイギリス(イングランド)へと変質し、その人口や経済力を背景にスコットランドを併合してブリテン島全域を領域とする国家であるイギリス(ブリテン王国)となった背景には、大きな世界史的な動きが見られる。トレバー・ローパーは『危機の一七世紀』の中で、一七世紀を資本主義の確立期と捉え、ヨー

ロッパ地域の混乱の主要因と捕らえた²²。それに対してウォーラスティンは、それを地球的規模での転換期としている。産業革命を惹起することによって発展していく資本主義も、当初は封建体制の破壊を通じた社会変革によって進展していったとみているのである。

ウォーラスティンは、転換期を一五〇〇年頃、一六五〇年頃、一八〇〇年頃の三期に区分している。一五〇〇年頃は資本主義的「世界システム」の成立を重視する立場から見た転換期である。一六五〇年頃は最初の「資本主義国家(イギリスとオランダ)」の出現や「近代」の鍵をなす思想の出現にポイントをおくものである。一八〇〇年頃は産業革命の進展期ということになる²³。一六〇〇年にはイギリスの東インド会社が設立されたり、日本では関ヶ原の戦いが起こり徳川幕府誕生につながった。中国大陸でも王朝の交代があり、一六二〇年にはスコットランドのプリグリムファーズがプリマスに上陸している。一六四四年には満州民族による清王朝が誕生している。こうした点から見てもこの時代は地球規模での転換期といえるのである。

こうした世界史的な流れの中で、イングランドは領土

の拡大を通じた資本主義の確立に向っていった。イギリスの歴史を見ても、一四八五年にはバラ戦争が終わりチューダー朝が成立している。この時期は封建制から絶対主義王政への移行期といえる。囲い込みもこの頃から始まっている。ブリテン諸島では一六四七年にピューリタン革命が、一六八八年には名誉革命が起こり、近世絶対主義王政から近代市民社会へと歩みを進めた。

この近代国家確立の第一歩が、連合条約の成立によってイングランド王国とスコットランド王国が連合し、「最初のイギリス（U.K.: 連合王国）」すなわちグレートブリテン王国（the united Kingdom of Great Britain）を成立させたことであつた。その後、一八〇一年の連合法によってアイルランドを併合し新たなイギリス（U.K.: 連合王国）すなわち“the United Kingdom of Great Britain and Ireland”となったのである。この当時のイギリスは、ブリテン諸島すなわちイングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドから構成される連合王国であつた。そこからアイルランド共和国が独立することによって、一九二二年にイギリス（U.K.: 連合王国）“the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland”

となったのである。

それゆえケルト文化のうえにアングロ・サクソン民族の文化やバイキングの文化が根を下ろしていることが確認できる。アングロ・サクソン侵攻の影響は、地方自治もしくは地域区分から見た場合には「ハンドレッド」に認められる。⁽²⁴⁾ このハンドレッドは、「ゲルマン民族の自生的な種族共同体の単位である一〇〇世帯あるいは一〇〇ハイズ（アングロ・サクソンの土地の測定単位を意味する用語）」である。⁽²⁵⁾ ノルマン征服以前のイングランドのタウンシップ・荘園制衰退以降は地理的な呼称としては消滅したものではあるが、歴史的には現在も使われているバイキング侵攻の影響は、同じように地方自治もしくは地域区分として、古代スカンジナビア語で「三」を意味する「シャー」が現在でも地名として残っており、地方自治体のエリアとしても用いられていることから理解できる。⁽²⁶⁾

このように、スコットランドとウェールズとアイルランドは、ケルト系の独自の民族文化や歴史などを背景に、アングロ・サクソン族中心のイングランドとの抗争の中で独自性を保持してきたのである。それゆえイギリス

(UK: 連合王国) では英語だけが公用語ではない。地域によつては民族特有の言語を公用語としたり、教育を通して民族特有の言語の擁護や復活を図っているのである。その代表的なものがスコットランド・ゲール語、アイルランド語 (アイルランドのゲール語) ウェールズ語、マン島語、イングランドのコーンウォール地方で話されているコーンウォール語などである。これらはすべてケルト民族の言葉であつたゲール語から派生した言語である。⁽²⁷⁾ こうした経緯もあり、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドでは、民族の歴史や伝統や文化を守るうえでも、より大きな分権化の要求や地域の独立といった主張や政治行動などが、その一部ではみられているのである。

3 イギリス (UK: 連合王国) の国政と政党

現在のイギリス (UK: 連合王国) の人口は、先述のように、総人口は約六二二七万人であるが、その八四%近い五二二四万人がイングランドに、八%強の五二三万人がスコットランドに、五%弱の三〇一万人がウェールズ

に、三%弱の一八〇万人が北アイルランドに住んでいるのであり、イギリスに過度の人口が集中していることがわかる。この結果、ウェストミンスター (イギリス議会の庶民院 (下院)) の議席は、それぞれの地域の選挙人数に基づいてサン||ラグ式で配分されていることから、イングランド選出議員の数が圧倒的に多くなっている。二〇一〇年の総選挙時の六五〇議席の配分状況を見ると、イングランドに五三三議席 (八二%)、スコットランドに五九議席 (九%)、ウェールズに四〇議席 (六・二%)、北アイルランドに一八議席 (二・八%) となっている。

イギリス (UK: 連合王国) では二〇〇九年五月に下院議員による追加経費手当の不適切請求が発覚したことから、下院改革に着手することになった。その中心的な課題は定数六五〇議席から六〇〇議席への五〇議席削減と、選択投票制の導入であつた。選択投票制の導入は二〇一一年五月の住民投票で否決され、現行の単純多数代表制が継続されることになった。この結果、議席配分は、イングランドには五〇議席減の五〇二議席 (八四%)、スコットランドには七議席減の五二議席 (八・六%)、ウェールズには一〇議席減の三〇議席 (五%)、北アイ

ルランドには二議席減の一六議席（二・六％）となり、イングランドの意思がより反映されやすい議会構成となったのである。イングランドの投票結果がイギリス（UK…²⁸連合王国）の政治を決定するといえる状況になっているのである。

イギリス（UK…連合王国）議会の庶民院の政党政治が二大政党制といわれているのは、選挙制度が単純小選挙区制であり、必然的に大政党に有利な形で議席配分がなされる傾向があるためである。表1からもわかるように、総選挙で多数の議席を獲得しているのは保守党と労働党であり、第三党が自由民主党となっている。それゆえ、一九二二年総選挙以降、政権の中枢を担い首相を輩出してきたのは保守党と労働党だけである。貴族院が改革され、世襲貴族等の議席は減少してきたが、政党推薦の議員の多くは表2からもわかるように、保守党と労働党が圧倒的であり、それに自由民主党と無所属が若干加えられているのであり、二大政党制の影響が色濃く反映されている。

民意との関係からいえば、イギリス（UK…連合王国）の単純多数型小選挙区制は死票の多さから問題があると

いわざるを得ない。表3や表4からもわかるように、単純小選挙区制では、各政党の獲得投票総数に比べて配分される議席数があまりにも違いすぎるのである。第一党を見ると、二〇〇五年の総選挙で労働党は三五・二％の得票率で三五六議席（五五・一％）を、二〇一〇年の総選挙で保守党は三六・一％の得票率で三〇七議席（四七・二％）を獲得している。第二党は両党が入れ替わり、二〇〇五年の総選挙で保守党は三一・五％の得票率で一九八議席（三〇・七％）を、二〇一〇年の総選挙で労働党は二九％の得票率で二五八議席（三九・七％）を獲得したに過ぎない。第三党の自由民主党は二〇〇五年には二一・一％で六二議席（九・六％）、二〇一〇年には二三％で五七議席（八・八％）しか与えられていない。

ただし、イギリス（UK…連合王国）議会の庶民院に代表を送っているのは三つの政党だけではない。表3と表4からわかるように、二〇〇五年総選挙では北アイルランドのイギリス（UK…連合王国）残留を掲げる保守主義の政党である民主統一党（Democratic Unionist Party）が九議席、二〇一〇年総選挙でも八議席を獲得し第四党の地位を維持している。これは、保守党が北アイルランド

表 1 下院の政党別議席状況

	2001	2005	2011.5.	2013
保守党	164	198	307	306
労働党	404	356	257	257
自由民主党	51	62	57	57
民主統一党 ¹⁾	5	9	8	8
スコットランド民族党	4	6	6	6
シン・フェイン党	4	5	4	4
プライド・カムリ ²⁾	4	3	3	3
社会民主労働党	3	3	3	3
その他 ³⁾	7	4	3	3
空 席			2	2
計	646	646	650	650

注：表は自治体国際化協会編『英国の地方自治（概要版）—2011年改訂版—』、『英国の地方自治（概要版）—2013年改訂版—』、クレアレポート第269号『2005年英国議会下院・統一地方選挙』自治体国際化協会、英国下院図書館資料「General Election 2005 (House Of Commons Library Research Paper)」2005年英国下院議会総選挙）等を参照して作成した。

- 1) 民主統一党 (Democratic Unionist Party) は民主ユニオニスト党と訳すものも多い。
- 2) プライド・カムリ (Plaid Cymru ウェールズ語の表記、英語表記は 'The Party of Wales') は前掲書ではウェールズ民族党と訳されているが、筆者は表の表記を用いた。
- 3) その他には「アルスター保守党・ユニオニスト党連合—新しい力 (Ulster Conservatives and Unionists - New Force)」, 「アルスターユニオニスト党 (アルスター統一党、アルスター連合主義者党)」, 「リスペクト統一連合 (RESPECT - The Unity Coalition)」, 「キッダーミンスター病院と健康を守ろう！無党派運動 (Independent Kidderminster Hospital and Health Concern)」などが含まれている。

表 2 上院の政党別議席状況

政 党	2011.5.	2013
労働党	243	220
保守党	218	210
自由民主党	92	89
無所属	182	199
大主教等	25	25
その他	70	66
計	830	809

注：表は自治体国際化協会編『英国の地方自治（概要版）—2011年改訂版—』と『英国の地方自治（概要版）—2013年改訂版—』を参照して作成した。

表 3 2005年総選挙の議席数と得票数

政 党 名 等	得票総数	得票率	議席数	議席率	議席増減
労働党 (Labor Party)	9,552,436	35.2	356	55.1	-47
保守党 (Conservative Party)	8,800,068	32.5	198	30.7	33
自由民主党 (Liberal Democrats)	5,985,454	22.1	62	9.6	11
民主統一党 (DUP)	241,856	0.9	9	1.4	4
スコットランド民族党 (SNP)	412,267	1.5	6	0.9	2
シン・フェイン党 (SF)	174,530	0.6	5	0.8	1
社会民主労働党 (SDLP)	125,626	0.5	3	0.5	0
プライド・カムリ (PC)	174,838	0.6	3	0.5	-1
キッター・ミンスター病院独立及び健康関心運動	18,739	0.1	1	0.2	0
リスペクト (Respect)	68,094	0.3	1	0.2	0
アルスター統一党 (UUP)	127,414	0.5	1	0.2	-5
その他 [4]	22,958	0.1	1	0.2	1

注：General Election 2005 (House of Commons Library Research Paper：労働党は355議席である)

労働党の議席数はBBC NEWS | UK | UK Politics | Result の356を採用した。

表 4 2010年総選挙の議席数と得票数

政 党 名 等	得票数	得票率	議席数	議席率	議席増減
保守党 (Conservative Party)	10,726,614	36.1	307	47.2	97
労働党 (Labor Party)	8,609,527	29	258	39.7	-91
自由民主党 (Liberal Democrats)	6,836,824	23	57	8.8	-5
民主統一党 (DUP)	168,216	0.6	8	1.2	-1
スコットランド民族党 (SNP)	491,386	1.7	6	0.9	0
シン・フェイン党 (SF)	171,942	0.6	5	0.8	0
プライド・カムリ (PC)	165,394	0.6	3	0.5	1
社会民主労働党 (SDLP)	110,970	0.4	3	0.5	0
緑の党 (Green)	285,616	1	1	0.2	1
同盟党 (Alliance)	42,762	0.1	1	0.2	1
その他	321,309	1.1	1	0.2	0
合 計	27,930,560		650		

注：BBC NEWS Election 2010 Results United Kingdom を参照して作成した。

(<http://news.bbc.co.uk/2/shared/election2010/results/>)

では候補者を擁立していないためである。第五番目の勢力を維持しているのがスコットランド民族党 (Scottish National Party) であり、二回の総選挙でそれぞれ六議席獲得している。

北アイルランドのイギリス (UK: 連合王国) からの離脱と南北アイルランド統一を掲げ、民主統一党と対決姿勢をとり、二回の総選挙とともに五議席を獲得しているのがシン・フェイン党 (Sinn Féin) 党である。彼らは議席は獲得してもイギリス (UK: 連合王国) 議会には出席していない。順位は変動しているがともに三議席ずつ獲得しているのがウェールズの地域政党であるプライド・カムリ (Plaid Cymru: 英語表記は 'The Party of Wales' ウェールズ国民党) と、穏健派の北アイルランドの地域政党である社会民主労働党 (Social Democratic and Labour Party) である。ほとんどが地域政党である。

現在は保守党と自由民主党の連立政権になっているが、通常は保守党か労働党の単独内閣となり、政治は原則としてマニフェストに基づいて実践されている。政権交代は大きな政策変更を生み出すことになりやすい。地方制度に關しても時の政権の政策によって大きな変更がなさ

れることも多いといわざるを得ない。

4 イギリス (UK: 連合王国) の地域政治改革の歴史と現状

サッチャー政権は、グレーター・ロンドン・カウンティ・カウンシルおよびスコットランド議会、ウェールズ議会、北アイルランド議会を解散した。当時のイギリス (UK: 連合王国) 地方自治法は、イングランド地方自治法、スコットランド地方自治法、北アイルランド地方自治法に区分されており、ウェールズはイングランド地方自治法の適用を受けていた。またスコットランドとウェールズと北アイルランドにはそれぞれ省がおかれ担当大臣が任命されていた。イギリス (UK: 連合王国) 政府がイングランドから、他の三地域をそれぞれの担当大臣を通じてコントロールするような形の統治体制を強化したのである。⁽²⁹⁾

メジャー政権は、イングランド地方自治法を解体し、イングランド地方自治法とウェールズ地方自治法に区分することによって、四つの地域の独自性に基づいた地方自治推進を可能にする形態を整えた。彼はまた、

一九九四年にはイングランドのグレーター・ロンドン地域以外のイングランドを八地域に区分し、地域政府事務所 (Government Office for Regions : GO) を設置し、中央各省の地域出先機関を統合した⁽³⁰⁾。各省に分かれていた地域振興関係補助金も統合し、単一振興予算 (Single Regeneration Budget : SRB) として計上することにした。地域出先機関の存在と中央政府による統制の実態は確保したままではあるが、地域機関単位とはいえセクショナリズムの弊害是正を目的としたこれらの改革は、「行政」中心の改革ではあったものの、その後の分権改革にある種の道筋をつけるものでもあったといえる⁽³¹⁾。

ブレア政権は、イングランドに関しては、グレーター・ロンドン・カウンスルに変わるグレーター・ロンドン・オーソリティー (Greater London Authority : GLA) の設置を求めて、一九九八年に住民投票を行ない、賛成七二%の賛成を獲得し改革に踏み切った。翌年には「一九九九年 GLA 法」を制定し、二〇〇〇年に市長及び議員の選挙を実施し GLA を発足させた。一九九九年にはメージャー内閣が設定した地域政府事務所の区域を若干修正し、八つの地域に地域振興の推進を目的とした

地域開発公社 (Regional Development Agency : RDA) と地域会議 (Regional Chamber : 二〇〇二年に地域審議会 'Regional Assembly' に地域会議は名称変更) を設置した。この地域審議会を公選制議会にするための住民投票が二〇〇四年に北東リージョンで実施されたが否決されたことから、他のリージョンでの住民投票も中止された。それゆえ、これらの地域には現在でも議会が存在しないのであり、イングランドの広域型地方自治制度への改革は挫折した形となっている⁽³²⁾。

イギリス (UK : 連合王国) のスコットランド、ウェールズ、北アイルランドにおける地域政府の確立に対しては、「一九九七年五月から二〇〇〇年五月までの三年間で、英国 [UK (連合王国)] は従来の高度に中央集権化された単一国家から準連邦国家に変貌を遂げた。これはやはり画期的な出来事といえるだろう。『一六八八年の名誉革命以来の歴史的革命』 (日本経済新聞一九九八年七月二七日朝刊) と称されても過言ではない。いうなれば英国は一つの政府を要する国家から四つの政府を要する国家へと、国のかたち⁽³³⁾を変えたのである」という評価が一方では見られる。ただし一口に地方議会といっても、

「一九九九年から二〇〇〇年にかけて、英国では、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドに地域の声を代表する議会をもうけて、中央の中央の議会（ウェストミンスター国会）の権限（立法権）の一部をそれらの地域議会に委譲する“Devolution”（分権改革）が実施された。この分権改革の最大の特徴は、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドに委譲された権限の大きさがそれぞれ異なったことである³⁴⁾という特徴があるので、一概に準連邦国家へ移行したということとはできないのである。

スコットランド議会にはもともと大きな権限が委譲されている。それはスコットランド議会とスコットランドの執行部がスコットランド省の機能をそのまま受け継いだためである。具体的には主要立法の制定権と課税変更権であるが、それは一九九八年スコットランド法（Scotland Act 1998）によれば、国が権限を留保する事項以外の同議会に分権された事項、具体的には国が権限を留保する法律全般や、国の機関に関する事項、防衛、外交、マクロ経済政策、社会保障、入国管理以外の分野における直接的（一次的）な立法機能を有するものとされている。このスコットランド議会に付与されている一次立法

(primary legislation) 制定権は、英国議会での議を経ることなく自由に法律を制定することができる権限であり、明確で広範な一次立法権を保障されている。

また課税変更権についても、域内税率変更権については、三%の範囲内で独自に所得税を増減税できる権利が認められている。さらに、二〇一二年五月制定の「二〇一二年スコットランド法」では、スコットランド政府に対して、所得税の税率の一部決定権の付与を中心としたさらなる権限委譲が予定されており、スコットランドの自治政府の法律上の名称もスコットランド政府 (Scottish Government) に変更された³⁵⁾。

ウェールズ議会に付与されている権限は「二次立法（従位立法）権³⁶⁾」のみである。それゆえウェールズ議会の二次立法権は、分権改革（分権化）の結果、ウェールズ政府法の規定に基づいてウェールズ議会に委譲されたものである。具体的には、農業および漁業、文化、経済開発、教育および職業訓練、環境、保健、高速道路、住宅、産業、地方自治、社会サービス、スポーツ、観光、都市および農村計画、交通、水道、ウェールズ語に関するものである。もちろんウェールズ議会は中央政府に対して

一次立法の制定を要求できるように議事規則を変更し、イギリス（UK：連合王国）政府に圧力をかけているが実現していない。

またウェールズ議会に委譲される権限（devolved powers）と英国議会に留保される権限（reserved powers）の区分もスコットランド法とは規定の仕方が若干異なっている。スコットランド法では留保権限が明記され、それ以外の権限はすべて委譲されるのに対して、ウェールズ政府法では委譲される権限が明記されている。それゆえウェールズ議会に委譲された権限にたいして、英国議会はいつでも関与する権限を保有しているのである。³⁷⁾

北アイルランド議会の権限は複雑といわざるを得ない。北アイルランド議会は創設と停止、すなわちイギリス（UK：連合王国）政府の直接統治と議会復活を繰り返してきた。それはテロの勃発等による政情不安が生みだしてきたものである。北アイルランド議会ではユニオニスト優位の抑制への配慮が見られる。議会議員選挙の投票方法の比例代表制のSTV方式の採用もその一つである。また、投票の結果多数派が形成された場合、必ずユニオニストとナショナルリストの両方を含まなければならない

とする並列合意（parallel consent）と出席議員の六〇％以上の賛成が必要で、その中には、最低四〇％はユニオニストとナショナルリストの賛成を含まなければならないとする投票効力調整多数決（weighted majority³⁸⁾）という勢力均衡（権力共有）のしくみが存在する。地域の経済力の小ささも自治拡大の制約要因となっている。

三地域の自治制度の現状を見ると、スコットランドには支分国（邦・州）といえる程度の権限が付与されており、イングランドとスコットランドの間には準連邦国家的要素が強くなっている。ただしそれも権限踰越の法則に従えば、ウェストミンスター（イギリス議会）の法改正で剥奪される可能性も残っている。またウェールズは権限の弱い広域自治体に過ぎず支分国（邦・州）といえる状態にあるとはいえない。北アイルランドの現状も支分国（邦・州）といえる状態ではない。このことは、ウェストミンスター議会（国会）とスコットランド議会の呼称はParliament（国会）であるのに対して、ウェールズと北アイルランド議会の呼称がAssembly（議会）であることから類推できる³⁹⁾。LGAを含めると四つに分類される地域議会の首長や議員の選挙の一部は、伝統的

表 5 英国の選挙制度

選出方法	左記選出方法が採用されている選挙
先順位当選制度 [小選挙区単純多数代表制] (First Past the Post)	英国議会下院選挙 地方自治体の議会議員選挙 (イングランド・ウェールズ)
小選挙区比例代表併用制 [小選挙区比例代表連用制]* ¹ (Additional Member System)	スコットランド議会 ウェールズ議会 グレーター・ロンドン・オーソリテイの議会議員選挙
補足投票制度 [小選挙区二票累積型完全多数代表制]* ² (Supplementary Vote System)	グレーター・ロンドン・オーソリテイの首長選挙 地方自治体の首長選挙
単記移譲式投票制度 [厳正名簿型単記移譲式投票制]* ³ (Single Transferable Vote)	地方自治体の議会議員選挙 (スコットランド・北アイルランド) 北アイルランド議会

注 表は自治体国際化協会編『英国の地方自治 (概要版) —2011年改訂版—』より引用
〔 〕は筆者が加えた。

- * 1 比例代表制の議席配分は小選挙区制で獲得した議席数を分母として各政党の得票数を除いて決定するので連用制と表記した。
- * 2 当選者一名であるが、有権者は優先順位をつけて二人に投票し、優先票で過半数を得た候補者がいなかった場合には、上位二名以外の候補者の第二位の票を、下位の者の票から二人に投ぜられた票を配分して行き、過半数に達したものを当選者とするものであり、下位候補者の第二位の票を累積させることからこの表記とした。
- * 3 各政党の名簿ある候補者に優先順位をつけて投票し、当選基数を越えた票を獲得した者から当選者とし、残りの当選者優先順位にしたがって票を移譲することで当選者を決定するものなのでこの表記にした。

な優先順位当選制度（小選挙区単純多数代表制）ではなく、他の制度が採用されている。それらの相違を示すと表5のように整理することができる。

5 イギリス（U K…連合王国）の地域政治の実態とスコットランド独立運動の影響

イングランドのG L Aと八つの地域開発公社設置区域に議会が置かれ、それらがスコットランド議会、ウェールズ議会、北アイルランド議会と類似した資格を有するとすれば、それは地域議会ということになる。それらが設置されればウェストミンスターは明確に「イギリス（U K…連合王国）議会」ということになる。本来イギリス（U K…連合王国）がそうしたことを考慮に入れていることは、イングランドの九つの地域が欧州議会議員選挙時の選挙区になっていることから理解できる。その延長線上に、二〇一一年に成立した下院（庶民院）改革においても、イングランド内の各地域（欧州議会議員選挙時の選挙区）の選挙人数に基づき、サンIIラグ式でそれぞれの選挙区数（定数：著者注）を算出することが提案さ

れているのである。

イングランドの各地域を単位として、議員定数六〇〇人の新しい選挙制度で、二〇一〇年二月一日時点での選挙人数を用いて計算すると、下院（庶民院）の議席は、前述のスコットランド五二議席、ウェールズ三〇議席、北アイルランド一六議席に加えて、東（イースト）ミッドランドに四四議席、東（イースト）イングランドに五六議席、ロンドンに六八議席、北東（ノース・イースト）に二六議席、北西（ノース・ウェスト）に六八議席、南東（サウス・イースト）に八三議席、南西（サウス・ウェスト）に五三議席、西（ウェスト）ミッドランドに五四議席、ヨークシャー・ハンバーに五〇議席配分されることになる。一二地区の平均は五〇議席であり、選挙人の平均人数は七万六百人となる。⁴⁰ 欧州議会議員選挙を通してみた場合、この一二地域がイギリスの広域自治体の基準となってもおかしくないといえる。

イングランドとスコットランドとウェールズの住民からの調査によると、イングランドでは住民の四三%しか地域との一体感を感じていないのに対して、スコットランドでは住民の七二%が、ウェールズでは八一%が一体

感を感じている。イングランドの九地域では、南西（サウス・ウェスト）の数字はないが、北西（ノース・ウェスト）、西（ウェスト）ミッドランドでは九割以上が、北東（ノース・イースト）と南東（サウス・イースト）では八五%以上が地域への帰属意識を有している。北アイルランドは、国會議員の地域政党所属議員への票から見ると帰属意識にはバラツキがみられる。南西（サウス・ウェスト）では、半分ほどの地域でコーンウォール語が話されていることと、上位の四地域はそれぞれスコットランドやウェールズと接した地域であり、コーンウォール地域もウェールズと接している（ロンドンから遠い）ことが、居住地への帰属意識を高いものにしてしていると推測できる。⁽⁴¹⁾

今回のスコットランドの独立に関する住民投票に対して、「保守党を率いるキャメロン首相始め英有力三政党の各党首が一六日、スコットランド地元紙上で『独立が否決されれば更なる権限委譲を行なう』との共同宣誓文を発表したことに對し、賛成派では『いまさら信用できない』との反発が広がった。逆にイングランドやウェールズなど英国内の他の地域からは、スコットランドだけ

を優遇しすぎだとの批判が起きている。⁽⁴²⁾」との報道があった。但し住民投票が否決を決定したことを受けてキャメロン首相は「全英国がより良く明るい将来に向けて一致団結すべきだ。公約した権限委譲を進める」と述べたとの報道もみられる。⁽⁴³⁾

キャメロンの投票前のスコットランドへの分権拡大の提案に対して、スコットランド優遇への反対意見がある反面、ロイターは「英国でスコットランド型『自治』を求める声、格差拡大で」「英国からの独立の是非を問う住民投票を実施するスコットランド」という見出しでニュースを配信した。そこには、「独立の気運の高まりにより、英国の各地でも、自治の可能性拡大という望みに火がついている」ことを強調し、「しかしスコットランドの独立投票で、地方の政治家や指導者、企業家たちは地域の成長促進に必要な自治を強く求めるようになっていいる。ITVニュースの委託で調査会社コムレスが行った世論調査では、回答者の四八%がイングランドやウェールズの各都市や地域にもっと権限を移譲することに賛成している」ことを伝えている。

さらに〈まずはヨークシャーか〉の小見出しに続けて

「英国最大の地域であるヨークシャーで、ビジネスアドバイザーのリチャード・カーター氏（四八）は八月、「ヨークシャー・ファースト」というキャンペーンを打ち出し、地方自治体への権限委譲を求めた。」ことや「北部グレーターマンチェスターの住民も同意見だろう」と配信している。またウェールズ民族党の党首を務めたダフィド・ウィグリー氏が「ウェールズ民族党は、スコットランドに認められているのと同じような条件で、ウェールズに増税や支出を求める権限が与えられるべきだと考えている」と述べたことも伝えている⁴⁴。

こうした分権理論を支えている「補完性の原理（Subsidiarity）」は、一九七九年以来のイギリスの修正であるウルトラ・ヴァイレス（権限踰越）の法理とは大きく矛盾した解釈ではあるが、イギリスではウェストミンスター（英国議会）から権限を剥奪し、広域自治体や基礎自治体にそれを委譲することを意味する用語として使われるようになったもの⁴⁵であるこのことは、イギリスの地方自治制度が、制限列举方式から概括例示方式に移行することを予定しているものともいえる。国家には本来国家しか担当できない権限のみを担当してもらい、そ

の他は自由に地域の意味に従って遂行していく権利を各地方に与えようとするものである。この場合、イギリス（UK：連合王国）ではイン格蘭ドのような極端に広く人口も多い地域を地方としたのでは、準国家といえるものになってしまい、有効な分権の受け皿となることはできない。

こうしたことを考えたばあい、下院（庶民院）議員数で五〇人程度が選出されるべき規模の広域自治体を創り、そこに分権していくとする方向性が求められる可能性が高いことは、スコットランドの独立運動からも推測できる。そう考えた場合、イギリスの八つの地域開発公社が設置されている地域では、再度公選の首長と議会を持つ民主的な地方公共団体の創設に向けて、スコットランドのように、必要ならば地域政党を創設し住民投票を実施することによって、草の根から自治権拡大運動を展開する必要がある。グローバル化の進展してきているボールドレス社会における、広域的な地域を単位とした強力な自治分権を推進できる主体確立の必要性を、スコットランドの独立に向けた住民投票は、多くの地域や住民に教えることができたと思われる。

註

- (1) George Kerevan and Alan Cochrane “SCOTTISH INDEPENDENCE YES NO” The History Press 2014, P.9. 投票の結果はNHK TVのニュースを参照した。
- (2) 一七〇六年の連合条約でスコットランドを併合し、一七〇七年にイギリス(UK: 連合王国、ブリテン王国)となった時の正式な国名は、“the united kingdom of Great Britain”と表記された。その後、一八〇一年の連合法によってアイルランドを併合し新たなイギリス(UK: 連合王国、ブリティッシュ諸島王国)となった時の正式な国名は“the United Kingdom of Great Britain and Ireland”であった。その後、一九二二年にアイルランド島内が分裂し、アイルランド共和国が独立し北アイルランドがイギリスにとどまった後は、イギリス(UK: 連合王国)の正式な呼称は“the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland”となった。それゆえイギリスは正式にはUK (連合王国) とするか、時代の状況に合わせて呼ぶべきであるが、本論文では現在の日本の国名呼称に従い、国名をイギリス(UK: 連合王国)、イギリス(UK: 連合王国)を構成する地域をそれぞれイングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドとした。
- (3) G. Kerevan & A. Cochrane, *ibid.*
- (4) 「英国ニュースの行間を読みー」 5 December 2013 Vol.400. (<http://www.news-digest.co.uk/news/>)
- (5) 人口と面積に関しては、自治体国際化協会『英国の地方自治 (概要版) ー二〇一三年改訂版ー』参照
- (6) F. J. M. Madden ‘Understand Irish History’ The McGraw-Hill Companies.
- (7) 外務省: 各国・地域情勢・アイルランド参照
- (8) 石見豊著「ウェールズの分権改革」、「スコットランドの分権改革再検討」国土舘大学政経学会『政経論争』参照
- (9) 自治体国際化協会 (CLAIR) 編『英国の地方自治 (概要版) ー二〇一一年改訂版ー』、『英国の地方自治 (概要版) ー二〇一三年改訂版ー』、江上能義著「ブレア政権下の地域分権(1)」『政策科学・国際関係論集』二〇〇五年参照
- (10) スコットランド議会選挙結果については、渡辺樹著「スコットランド議会とスコットランド国民党」国立国会図書館『レファレンス』二〇〇七年一〇月及び、CLAIR会ロンドン事務所「CLAIRメールマガジン」二〇一一年七月配信を参照し整理した。
- (11) 「公共団体や企業あるいはその他の団体の法律や契約における関係の中で、それらの団体が法令や法文化された証書によって制約を受けるという重要な原則」(David M Walker, ‘The Oxford Companion Law’ Clarendon Press, 1980. p.775.) であり、地方公共団体においては「特定の法律の中に自らの行為に対する積極的な権威を見

出すことができるばあいに限って、確かに例外はあるものの行政行為を行うことができる。地方公共団体はその地域の人々の便益について総合的な法的能力を有してはいないのである。法律がその部分についてのべていないという消極的な解釈では十分ではない。特別な権威が付与されることが必要不可欠な条件である」(Peter G. Richards, *The Local Government - The New Local Government Series 5* - George Allen & Unwin Ltd, 1983, P.2.)

(12) CLAIR『英国の地方自治(概要版)——二〇一三年改訂版——』七一―七二頁を参照し整理した。

(13) 神奈川県報告 372148

(14) イギリス(UK:連合王国)の歴史の中で扱われてきた領域は、その時々¹⁾の英語表記の国家名にかかわらず、ブリテン島とアイルランド島とその周辺に位置する島嶼地域から構成されている地域であった。これらの地域全体は「ブリティッシュ諸島(British Isles)」とも呼ばれる。このことはMark Nicholls, 'A HISTORY of the MODERN BRITISH ISLES —1529—1603— The Tow Kingdoms' Blackwell. からも理解できる。なおその起源は「前四世紀同じくマルセイユの航海者ピュテアスは、両党を一括して「プレタニ」「プリタニ」とよんだ。以来これが多く²⁾の著作家に採用され、やがてラテン語の「ブリトニ」に転訛し、島名「ブリタニア」、住民「ブリトネス」(ブリ

トン人)の名が成立した」(青山吉信編『イギリス史1 先史▲中世』山川出版社、一九九一年、二五頁)といわれている。

(15) 青山、前掲書、七―六三頁やRosemary Goring, 'Scotland: The Autobiography', Penguin Books. 2014³⁾を参照して整理した。

(16) 青山、前掲書、八七―一四八頁参照

(17) Joseph Coohill, 'Ireland A Short History' Oneworld. 2014. pp.10-16. 参照

(18) 小林照夫著「合邦下のスコットランド——スコットランド人のアイデンティティ——」関東学院大学文学部『紀要』第一二〇・一二二号合併号下巻、二〇一〇年、三九頁

(19) 松井理一郎著『スコットランドの原点——スコットランドが映し出す「イギリス」の光と影』あるば書房、二〇〇五年、一二〇頁

(20) Jonathan Barry, 'The Tudor and Stuart Town, A reader in English urban history, 1530-1688' Longman. 1990. p.p.39-51.

(21) 小林、前掲論文、五六頁参照

(22) Trevor-Roper "The General Crisis of the Seventeenth Century" Volume 16, 1959. 今井宏訳・同編訳『一七世紀危機論争』創文社、一九七五年

(23) Immanuel Wallerstein, "The Modern World-System

- vol. 2: Mercantilism and the Consolidation of the European World-economy, 1600-1750", (Academic Press, 1980). 川北稔訳『近代世界システム 一六〇〇—一七五〇——重商主義と「ヨーロッパ世界経済」の凝集』、名古屋大学出版会、一九三三年
- (24) Stevens, Andrew, The Politico's Guide to Local Government, 2nd ed., London: Politico's, 2006. 石見豊訳『英国の地方自治—歴史・制度・政策—』芦書房、二〇一一年、八頁、David M Walker, op. cit. p.595. 参照
- (25) 富沢霊岸著『イギリス中世史』ミネルヴァ書房、一九九八年、第二章
- (26) S. Andrew. 石見訳、前掲書、八頁
- (27) 杉本豊久著「スコットランドにおける言語事情とグラスゴーのゲール語教育」成城大学『成城文藝』一九六号、二〇〇六年九月、八五—八六頁、ジョン C. マーハ・臼井直人著「イギリスのバイリンガル教育」国際基督教大学『教育研究』四〇号、一九九八年、三九—四二頁参照
- (28) 小松由季著「英国議会下院改革及び選挙制度改革等の動き」参議院事務局企画調査室編『立法と調査』No. 三三二、同調査室、二〇一〇年一〇月、八三頁
- (29) 自治体国際化協会編『英国の地方自治(概要版)——二〇一一年改訂版——』、『英国の地方自治(概要版)——二〇一三年改訂版——』、クレアレポート第二六九号
- 『二〇〇五年英国議会下院・統一地方選挙』自治体国際化協会、英国下院図書館資料「General Election 2005 (House of Commons Library Research Paper)」二〇〇五年「英国下院議会総選挙」等を参照して作成した。
- (30) Stevens, The Politico's Guide to Local Government, op. cit., p.56. 石見、前掲参照
- (31) 石見豊著「イン格蘭ドの地方行政」『政経学会創立五〇周年記念号』国士舘大学政経学会
- (32) 石見、前掲論文、参照
- (33) 江上著、前掲論文、九頁。なお数字表記等は筆者が修正した。
- (34) 石見、前掲書、一一頁
- (35) 石見、「スコットランドの分権改革再検討」参照
- (36) 二次立法：従位立法 (subordinate legislation) とは、「英国議会が制定した法律の範囲内で定められる規則 (rule) や規制 (regulation) を指すものであり、通常の二次立法制定権・枢密院令に基づいて各省大臣および各省に委譲されるもの」であり (石見、「ウェールズの分権改革」参照)、それゆえこの二次立法権は国会が制定した立法の枠内での細則などを制定する権限であり、実際上は命令制定権ではない。
- (37) 石見、「ウェールズの分権改革」
- (38) 石見、「北アイルランドの分権改革」
- (39) 石見豊著「英国・スコットランドにおける分権改革

の新段階」『政経論叢』国士舘大学政経学会

(40) 小松、前掲論文、八三頁

(41) CLAIR・ロンドン事務所『イングランドにおける権限委譲に向けた動き』CLAIR二―四頁

(42) 「英国ニュース」Wednesday, 17 September 2014 18:30
(<http://www.news-digest.co.uk/news/>)

(43) 「日本経済新聞」二〇一四・九・一九 一六：三六、
日本経済新聞 電子版

(44) ロイター「Cube ニュース」九月一八日（木）一八時
二四分

(45) David M Walker, op. cit. p.229.